

不法投棄は許さない！

不法投棄は法律で禁止されています

一部の心ない人により、ごみ集積所に収集できないごみが排出されたり、空き地や道路などにごみが捨てられたりすることがあります。また、家電リサイクル法に定める、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）などが不法投棄されることがあります。これらの廃棄物により自然環境が破壊され、私たちの健康や生活環境に悪影響を及ぼすことになることから、不法投棄は野焼きと同様に法律により禁止されており、処罰の対象となるのでやめてください。

◆私有地などの不法投棄について

不法投棄されないためには、

- ・草などを生やし荒地にしな
- いこと
- ・柵や警告看板などの設置をしてごみを捨てにくい環境にすることが大切です。

不法投棄されてしまった場合は、

- 不法投棄されてしまった場合は、土地所有者や管理者の方に適正処理してもらおうことになりません。悪質な不法投棄に対しては、警察などと連携して、排出者の調査などを行い、対処していきます。

◆集積所への不法投棄について
収集できないごみを、ごみ集

積所に出した場合にも不法投棄となります。

不法投棄されないためには、

- ・警告看板などの設置
- ・集積所のネットや扉に鍵などを付ける

●不法投棄されてしまった場合は、排出者に警告ビラを貼付し排出者へ周知し適正に処理してもらいます。悪質な不法投棄に対しては、警察などと連携して排出者の調査などを行い、対処していきます。

◆不法投棄を見つけたら

連絡ください

フリーダイヤル

「不法投棄110番」

0120-536-380

※茨城県南地方総合事務所

環境保全課（県西地方総合事務所を經由）

警察署（休日・夜間・緊急時）

110番

問 谷和原庁舎生活環境課

☎ 58-2111

(内線8138)

◆◆自分たちのまちをきれいに◆◆

市内一斉清掃が行われました

11月30日、市内各地域でボランティアの趣旨に賛同した市民の皆さんの協力のもと、一斉清掃が実施されました。

ご協力ありがとうございました。

当日は、午前8時から

4000人を超える皆さんの参加をいただきました。

今回の一斉清掃では、ポイ捨てされたごみが多いことが見受けられました。

ポイ捨てで多いごみは、タバコの吸い殻、ペットボトル、あき缶、レジ袋、雑誌などです。

「いつも清掃をして環境をきれいに保つ」「地域ぐるみで活動をする」ことが、地域でのごみポイ捨ての予防対策の上でとても有効なことで、続けることでポイ捨てをする人も減少します。

「ポイ捨て」と軽い言葉で表現されますが、「ゴミの不法投棄」で「犯罪」となり得る行為です。

また、火災や漂流ごみ、野生生物の殺傷などほかの問題を引き起こすこともあり、社会問題の要因とも

なっています。

ポイ捨ては、みんなの道徳心とマナーでなくすことのできる問題です。

一斉清掃はそういう意味でもとても有意義な活動です。気持ちよく生活できるように、一人ひとりの気遣いで、前向きにごみのポイ捨てを解決していきたいと思えます。

今後とも一斉清掃にご協力をお願いします。



参加者の皆さん、ありがとうございました